



平成 26 年 5 月 14 日

各 位

東京都杉並区西荻北二丁目 1 番 11 号
株 式 会 社 三 栄 建 築 設 計
代 表 取 締 役 専 務 小 池 学

(コード番号:3228 東証・名証 第一部)

問 合 せ 先 : 取 締 役 管 理 本 部 長 吉 川 和 男

電 話 番 号 : 0 3 - 5 3 3 5 - 7 2 3 3 (代 表)

社内調査の結果と当社の対応について

平成 25 年 5 月 25 日付「本日の一部報道について」において公表いたしましたとおり、当社及び当社代表取締役社長小池信三（以下「小池氏」といいます。）に対し、証券取引等監視委員会により金融商品取引法第 158 条の偽計を犯則嫌疑事実とする強制調査が行われました。当該強制調査に関しては、平成 26 年 3 月 20 日付「証券取引等監視委員会による調査状況に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、平成 26 年 3 月 18 日に証券取引等監視委員会から当社に対して、上記の犯則嫌疑事実にかかる調査は終了したとの説明がございました。

しかしながら、かかる調査の過程において、証券取引等監視委員会から、当社に株式の名義人と実質的な株式所有者の齟齬（いわゆる名義株の問題、以下「名義株問題」といいます。）が存在する可能性がある旨の指摘を受け、当社は、外部弁護士と協力の上、関係者からの事情聴取を中心に、事実関係の調査を行って参りました（平成 25 年 11 月 19 日付「社内調査に関するお知らせ」をご参照ください）。

この度、平成 26 年 5 月 14 日に社内調査が完了し、当社が協力を受けた外部弁護士より、調査報告書（以下「本報告書」といいます。）を受領いたしましたので、その概要につきご報告いたします。

また、本報告書の提出を踏まえて、本日開催の取締役会にて、今般の名義株問題に関する社内処分及び再発防止策等について決議いたしましたので、併せてご報告いたします。

株主の皆様及び取引先の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げますとともに、今後全社をあげて再発防止へ向けた社内体制の再構築及び信頼回復に努めて参る所存でございますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 本報告書の概要

(1) 調査の対象、方法及び目的

今回の調査は、証券取引等監視委員会から調査の必要性を示唆された個人株主であるA氏、B氏及びC氏並びに小池氏の資産管理会社であるX社（以下、A氏、B氏、C氏及びX社を総称して、「本件関係者ら」といいます。）を対象として、小池氏及び本件関係者らに対するヒアリングを通じて、本件関係者らの名義とされている当社株式の実質的な所有関係を明らかにする目的で行われたものであります。

(2) 判断基準

本件関係者らの名義とされている当社株式の実質的な所有関係を判断するにあたっては、以下の実質的要素が総合的に考慮されております。

- ①取得原資を出損したのは名義人か別の者か
- ②名義人と出損者が異なる場合は両者の関係及びその間の合意の内容
- ③名義人と出損者が異なる場合は、その動機・目的（誰にとっての利益か）
- ④売買の注文を出したのは実際には誰か
- ⑤最終的に配当金を受領していたのは誰か
- ⑥議決権行使をしていたのは誰か
- ⑦証券口座を開設・管理していたのは誰か（インターネット証券口座の場合は口座番号とパスワードを知っているのは誰か）

(3) あてはめ

上記（2）の判断基準に基づき、本件関係者らの実質的な所有関係は、以下のとおり整理されております。

ア A氏について

A氏名義の株式については、①小池氏が、A氏名義の当社株式全ての取得原資を出損していること、②小池氏とA氏との間で、A氏のα証券株式会社（以下「α証券」といいます。）の証券口座を小池氏が実質的な株主として利用することについて合意されていたこと、③当該株式を発生させた各取引は、当社株式の下落防止、出来高を増加させる及び流動性を増加させる等様々な目的をもって散発的に行われたものではあるものの、いずれの取引も小池氏にとって利益になる動機・目的で、④小池氏の注文により行われていたこと、⑤当該株式に係る配当金のうち、全部又は少なくとも半分以上が小池氏に帰属していたこと、及び、⑥A氏が

調査において当該株式に係る議決権行使状況について「名義貸しの株式なので、議案を吟味せずに機械的にマルを賛成につけていた」という回答をしていること、⑦A氏は名義株問題に関与するに際してα証券の証券口座を小池氏の依頼に基づき開設したものの、殆どの取引が小池氏の判断に基づく一任勘定取引で行われ、A氏はその指示を受ける立場に過ぎなかったこと、との各事情を踏まえ、A氏名義の当社株式の全部が名義貸しの株式であり、当該株式にかかる実際の所有者は小池氏であったと評価することが合理的であるとの判断に至ったとされております。

イ B氏について

B氏名義の株式については、①B氏が当初購入した3株(但し、売却済みです。)及び平成22年5月にB氏が、自己が代表取締役を務める会社から資金を借り入れて市場で購入した3,500株(その後の株式分割を経て、現時点では14,000株に相当します。)を除く当社株式全てについて、小池氏が取得原資を出損していること、②小池氏とB氏との間で、B氏のβ証券株式会社(以下「β証券」といいます。)の証券口座を小池氏が実質的な株主として利用することについて合意されていたこと、③当該株式を発生させた各取引は、当社株式の下落防止、出来高を増加させる及び流動性を増加させる等様々な目的をもって散発的に行われたものではあるものの、いずれの取引も小池氏にとって利益になる動機・目的で、④その大半が小池氏の注文により行われていたこと、⑤当該株式に係る配当金のうち、全部又は少なくとも半分以上が小池氏に帰属していたこと、及び、⑥B氏が調査において当該株式に係る議決権行使状況について「名義貸しの株式なので、議案を吟味せずに機械的にマルを賛成につけていた」という回答をしていること、⑦B氏は名義株問題に関与するに際してのβ証券の証券口座を小池氏の依頼に基づき開設し、その殆どの取引は、小池氏が単独で自らの抛出に基づき実施した、又は、B氏が小池氏の指示に従って実施した現物又は信用取引であったこと、との各事情を踏まえ、B氏が購入した3,500株から、B氏が平成21年12月頃までに小池氏に無断で売却・購入を繰り返した結果、補填できていなかった3株分(平成22年3月1日の株式分割により200倍となり、平成22年5月時点では600株に相当します。)を差し引いた平成22年5月時点の2,900株(その後の株式分割を経て11,600株に相当します。)はB氏の所有であり、残りの47,700株が小池氏の所有であったと評価することが合理的であるとの判断に至ったとされております。

ウ C氏について

C氏名義の株式については、①小池氏が、C氏名義の当社株式全ての取得原資を出損していること、②小池氏とC氏との間で、C氏のγ証券株式会社(以下「γ証券」といいます。)の証券口座を小池氏が実質的な株主として利用することについて合意されていたこと、③当該株式を発生させた各取引は、当社株式の下落防止、出来高を増加させる及び流動性を増加させる等様々な目的をもって散発的に

行われたものではあるものの、いずれの取引も小池氏にとって利益になる動機・目的で、④小池氏の注文により行われていたこと、⑤当該株式に係る配当金の全部が小池氏に帰属していたこと、及び、⑥C氏が調査において当該株式に係る議決権行使状況について「C氏自身の判断で議決権を行使したことはない」という回答をしていること、⑦C氏は名義株問題に関与するに際してγ証券の証券口座を小池氏の依頼に基づき開設したものの、全ての取引が小池氏の判断に基づく都度売買であったこと、との各事情を踏まえ、C氏名義の当社株式の全部が名義貸しの株式であり、当該株式にかかる実際の所有者は小池氏であったと評価することが合理的であるとの判断に至ったとされております。

エ X社について

X社名義の株式については、①取得原資がX社の資金によって賄われていること、②及び③は上記①のとおり名義人と出損者が一致しているため名義株を根拠づける事情にはならないこと、④小池氏の判断により、X社名義で当社株式を所有するに至ったものの、これはX社が小池氏の資産管理会社である以上、当然のことであるともいえること、⑤当該株式に係る配当金はX社が受領しており、小池氏がこれを自己のために費消した事実は認められないこと、⑥当該株式に係る議決権行使についても、小池氏によって行われていたとは認められないこと、⑦X社名義の証券口座は開設されておらず、証券保管振替機構株式会社の振替口座にX社名義で当社株式が登録されているのみであること、との各事情を踏まえ、X社名義の当社株式については、X社が小池氏の資産管理会社として所有するものと判断することが合理的であり、小池氏とX社を同一視して、小池氏が実質株主であったとまでは認定することはできないとされております。

(4) 今後の対応

以上のことを踏まえて、これまでに当社が提出した有価証券報告書、半期報告書及び第2四半期報告書については、実質的な株式の所有関係を反映した上で、所要の過年度遡及修正を行う必要があるとされております。

2. 名義株問題を踏まえた当社の対応

当社といたしましては、上記の社内調査の結果を踏まえて、平成18年9月に株式会社名古屋証券取引所のセントレックス市場に当社株式が上場して以降、当社が提出した有価証券報告書、半期報告書及び第2四半期報告書における、【提出会社の状況】のうち、【株式等の状況】の【所有者別状況】の欄及び【大株主の状況】の欄、並びに【役員の状況】の小池氏の所有株式数について、平成25年8月31日時点で、A氏名義とされていた当社株式の全て(166,600株)、B氏名義とされていた当社株式(59,300株)のうち47,700株及びC氏名義とされていた当社株式の全て(202,400株)を小池氏名義の所有

株式数に加算することに伴う所要の訂正を行うことといたします（当社は、A氏名義の上記166,600株及びB氏名義の上記47,700株につき、平成25年11月27日付第20期有価証券報告書では小池氏名義の所有株式数に加算した上で公表しております。また、同様に、C氏名義の上記202,400株についても、平成26年4月14日付第21期第2四半期報告書において小池氏名義の所有株式数に加算した上で公表しております。）。

なお、上記の訂正を踏まえると、平成26年2月28日現在において、A氏の所有株式数は0株、B氏の所有株式数は11,600株、C氏の所有株式数は0株、小池氏の所有株式数は13,531,500株となりますが、第14期中間会計期間から第20期事業年度に至るまでの各期において、上記4名の所有株式数はそれぞれ異なります。

また、かかる所有株式数の訂正に伴い、【経理の状況】のうち、【財務諸表等】の（1）【財務諸表】の欄における注記事項【関連当事者との取引】及び【関連当事者情報】の小池氏の「議決権等の所有（被所有）割合」についても、所要の訂正を行います。

さらに、当社が提出した第14期乃至第17期に係る決算短信（通期）における、「財務諸表」の（関連当事者との取引）に記載された小池氏の「議決権等の所有（被所有）割合」についても同様の訂正を行い、第20期の決算短信（通期）の「1 経営成績・財政状態に関する分析（4）事業等のリスク ④当社グループの組織体制について c. 当社グループの体制について」に記載された平成25年8月末日時点における当社の発行済株式総数に対する小池氏の所有株式数の割合についても所要の訂正を行います。

3. 訂正対象となる開示書類

上述のとおり、訂正対象となる継続開示書類は、セントレックス市場に当社株式が上場した以降、当社が提出した有価証券報告書、半期報告書及び第2四半期報告書であり、訂正対象となる決算短信（通期）は、第14期乃至第17期及び第20期に係るものとなります。また、平成23年11月25日付第18期有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書2通についても、併せて組込情報の訂正を行う必要があると判断いたしました。

具体的には、以下のとおりであります。

（1）訂正報告書（継続開示書類）

- ① 第14期（平成19年8月期）事業年度・中間会計期間
- ② 第15期（平成20年8月期）事業年度・中間会計期間
- ③ 第16期（平成21年8月期）事業年度・第2四半期会計期間
- ④ 第17期（平成22年8月期）事業年度・第2四半期会計期間
- ⑤ 第18期（平成23年8月期）事業年度・第2四半期会計期間
- ⑥ 第19期（平成24年8月期）事業年度・第2四半期会計期間
- ⑦ 第20期（平成25年8月期）事業年度・第2四半期会計期間

(2) 訂正届出書（発行開示書類）

- ① 平成 24 年 7 月 13 日付有価証券届出書（一般募集及びオーバーアロットメントによる売出し）
- ② 平成 24 年 7 月 13 日付有価証券届出書（その他の者に対する割当）

(3) 訂正決算短信

- ① 第 14 期（平成 19 年 8 月期）事業年度 決算短信
- ② 第 15 期（平成 20 年 8 月期）事業年度 決算短信
- ③ 第 16 期（平成 21 年 8 月期）事業年度 決算短信
- ④ 第 17 期（平成 22 年 8 月期）事業年度 決算短信
- ⑤ 第 20 期（平成 25 年 8 月期）事業年度 決算短信

(4) 訂正実施の目途

当社は、平成 26 年 5 月 21 日を目途として、上記の訂正報告書（継続開示書類）、訂正届出書（発行開示書類）及び訂正決算短信を提出することを予定しております。

4. 名義株問題の責任と社内処分について

(1) 責任の所在

小池氏以外の当社の各取締役及び各監査役は、社内調査以前において、名義株問題に係る事実関係を一切認識しておらず、社内調査において初めて当該事実関係を把握いたしました。

他方、小池氏は、セントレックス市場への上場準備段階から有価証券報告書の【大株主の状況】の欄等については、他人名義で所有している株式（名義株）がある場合には当該株式数を含む実質保有株数で記載するという認識を一般論として有していたものの、名義株の問題について十分な理解をしていたとは言い難く、A氏、B氏及びC氏名義の株式が自己の実質的な所有に係るものであるとの認識が薄かったため、同氏ら名義の株式について当社に申告することはX社と同様に不要と考えていたとのことであり、今回の名義株問題の責任の所在は小池氏にあります。

また、小池氏のかかる認識の甘さに起因して、名義株問題の発覚前に当社が提出した有価証券報告書等の記載内容の適正性に係る確認書では、小池氏が、有価証券報告書等の記載内容が金融商品取引法令に基づき適切に記載されていることを確認した旨が示されており、当該確認書の記載は、名義株の存在の観点からは不適切であったことを否定できません。今後は当該確認書についても、他の継続開示書類と併せて適切性の確保を図って参る所存であります。

(2) 社内処分

当社の取締役会は、上記の名義株問題にかかる責任を踏まえた上で、コンプライアンス委員会の提案に基づき、小池氏に対し以下の処分を実施することを決議いたしました。

- ① 小池氏の月額役員報酬 30%減額を 6 か月
- ② 名義株問題の調査に要した費用（弁護士報酬）につき、小池氏が当社に対してその全額を補填

※当社は、上記の社内処分を決定するにあたり、小池氏が、平成 25 年 8 月期の配当金を自ら辞退し、また、月額役員報酬を 3 か月間（平成 25 年 6 月分から同年 8 月分まで）、87%を減額することを自ら提案し、既にも実施済みであることを考慮しております。

5. 再発防止策

(1) 社外取締役の導入

当社は、取締役会による監督機能の強化及び活性化を図るため、外部の有識者を社外取締役に迎えることとし、次回の当社定時株主総会において、取締役の追加選任議案として付議することを予定しております。

(2) 名義株の有無に関する確認書の徴取

当社は、小池氏以外の各役員に対して、名義株問題の発覚後の平成 25 年 10 月 17 日時点において、二親等外の親族名義や純粋な他人名義も含めた名義株の有無を書面で確認しており、実質保有株式数と株主名簿記載の株式数が一致していること（名義株が存在しないこと）を確認しております。

今後も、名義株の可能性に十分に留意し、引き続き実質的な株主及び実質保有株式数を正確に確認して参ります。第 21 期第 2 四半期末につきましても、口頭での確認を行うだけでなく、上記の平成 25 年 10 月 17 日付確認書を徴取したのと同様に、各役員から二親等外の親族名義や純粋な他人名義も含めた名義株の有無についての確認書を徴取しており、今後も同様に必要な都度徴取する等、ディスクロージャー・プロセスにおいて、確実に正しい情報を開示できるよう運営しております。

(3) インサイダー取引防止規程の改訂（役職員による他人名義での当社株式等の取引の原則禁止）

当社は、名義株に対する取扱いを厳格化するべく、平成 26 年 2 月 18 日付でインサイダー取引防止規程第 10 条第 2 項を「配偶者等その他いかなる名義による売買であっても、役員及び社員等本人の計算に係る売買の場合には、原則としてこれを禁止する。」と改訂いたしました。

(4) コンプライアンス規程の整備

当社は、名義株問題を踏まえて、平成 26 年 3 月 18 日付の取締役会において、コンプライアンス規程の改訂、コンプライアンスガイドラインの新設及びコンプライアンス委員会規程の新設について決議し、既にこれらの規程の改訂及び新設を実施済みでありま

す。

(5) 役職員に対するコンプライアンスの周知徹底のための教育の実施

当社は、コンプライアンス委員会において、平成 25 年 12 月 17 日に外部講師を招聘し、同委員会のメンバー（但し、本来のメンバーである常勤監査役は監査役会の開催と重なったため欠席しております。）が参加して、名義株問題に関する勉強会を実施いたしました。今後、同委員会の参加者以外の役職員に対しても、計画的に勉強会を実施する予定であり、現在、講師の候補者を選定し、決まり次第実施する予定としております。

また、その他の社員につきましては、就業規則及び労務関係のルール、贈答品や接待等のルール、自己の住宅を購入する場合の規則、自社株式等売買に関する社内ルールを整理した『総務ポケット』を整備し、平成 25 年 8 月 6 日から平成 25 年 11 月 20 日までの間、『総務ポケット』の具体的内容及びインサイダー取引防止規程を含む自社株式等売買に関する社内ルールについての説明を全部署に対して実施し、社員に周知徹底を図りました。

さらに、平成 26 年 3 月 19 日から同月 28 日までの間、当社の各拠点において、名義株についての説明会を実施し、社員に名義株問題の周知徹底を図りました。

今後も名義株問題を踏まえた勉強会、説明会等を引き続き実施する予定であります。

(6) 内部監査機能の強化

当社は、内部監査計画の中に、コンプライアンスの勉強会及び研修、決算財務プロセスにおける実質株主及び実質株主の所有株式数につき、当社管理本部によりマニュアル化された手順でチェックすること等を加えた上で、内部統制の整備状況を確認することといたしました。

なお、第 21 期第 2 四半期末における株主の状況については、既に内部監査室において平成 26 年 4 月 7 日付で上記体制による確認を実施しております。

(7) 監査役会における補助員の採用

当社は、監査役が内部監査及びコンプライアンスにさらに注力できる体制を構築することを目的として、平成 26 年 2 月 3 日付で、監査役会の補助員として、経理・会計に関する知見が豊富な者を 1 名採用いたしました。当社は、今後も監査体制の補完に必要なかつ適切な対応を検討して参る所存であります。

以上